

議案第40号

富田林市教育委員会規則第3号

富田林市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

富田林市学校運営協議会規則（令和6年富田林市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「第3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富田林市学校運営協議会規則（令和6年富田林市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（協議会の承認等）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> <u>前3号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長及び教育委員会が必要と認める事項</p> <p>2 （略）</p>	<p>（協議会の承認等）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>（5）</u> <u>前各号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長及び教育委員会が必要と認める事項</p> <p>2 （略）</p>